

国立大学法人京都大学教員就業特例規則の一部を改正する規則

(目的)

第1条 (略)

(定義)

第2条 この規則において「教員」とは、教授、~~助教授~~准教授、講師、助教及び助手をいう。

2 この規則において「教授会等」とは、教授会及びこれに代わる会議をいう。

(中略)

(研修の機会)

第12条 大学は、教員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めるものとする。

2 教員は、教育研究に支障のない限り、組織の長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教員は、教授会等の議に基づき、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

4 前項に定めるもののほか、教員は、教授会等の定めるところにより、研究に専念できる期間としてのサバティカルを取得することができる。

(後略)

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。